



学校図書館の充実を！

学校図書館は、すべての学校に設置することが義務づけられています（学校図書館法）。しかし、学校図書館の整備はまだ不十分です。文部科学省が学校規模ごとに定めた蔵書の目標数である図書標準達成率（図1）や、学校司書の配置率（図2・図3）をみれば明らかです。

（いずれも 2010 年・2012 年・2014 年実施の文部科学省調査）



図書購入費が必要です！

2012 年から学校図書館整備 5 力年計画（第四次）がスタートしました。この施策を実効あるものにするには、各自治体に地方交付税を学校図書館の図書購入費として予算化させるとりくみが重要です。

高校は、文部科学省「図書標準」の定めがなく整備計画の対象になっていないため、図書整備費の措置がありません。このため 10 年間で図書購入費が年間で約 20 万円減少しています（公立高校の平均。全国 S L A 調査）。整備計画に高校、特別支援学校も含めることを要望します。

専任・専門・正規の学校司書の配置を求めます！



2014 年 6 月に学校図書館法が改正され「学校司書」が法律上に明記されましたが、「置くよう努めなければならない」とあり必置でないため、依然として配置状況は各自治体によってさまざまです。

高校では、配置率が下がり続けています（図2）。また、常勤の学校司書の配置率は小中学校では依然として 1 割程度であり、高校では下がり続けています（図3）。今後、学校司書の配置をすべての学校に継続しておこなうには、学校図書館法に必置の職として位置づけ、教職員定数法など関係法規を整備し、専門職制度を確立することが求められます。

図1 公立学校の図書標準達成率

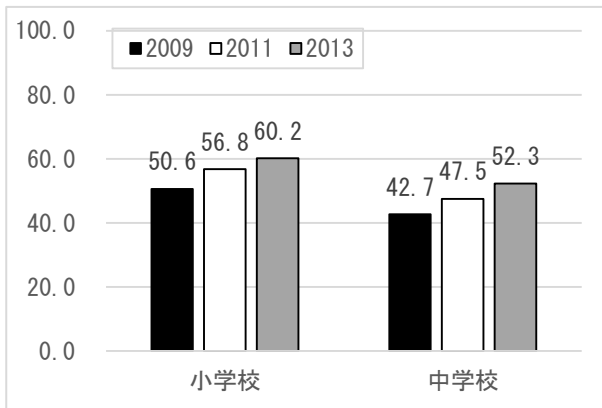


図2 公立学校の学校司書配置率

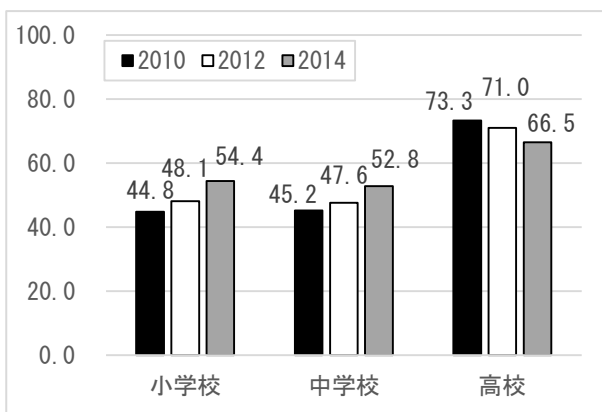


図3 常勤の学校司書を配置している公立学校の割合

